

令和3年5月10日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095 - 894 - 3027
担当者名	大浦・梶本

工事中に事故を起こした有資格業者の指名停止について(通知)

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

名称 (有)アーム設備
許可番号 知事許可 第10138号
所在地 佐世保市瀬戸越2 - 1830

名称 (株)創武建設工業
許可番号 知事許可 第7903号
所在地 佐世保市矢峰町194 - 8

名称 (株)福伸建設工業
許可番号 知事許可 第13124号
所在地 佐世保市松瀬町760 - 1

2. 指名停止の期間

令和3年5月11日から令和3年5月31日まで(3週間)

3. 指名停止の理由

(有)アーム設備が元請負人として、(株)創武建設工業が一次下請負人として、(株)福伸建設工業が二次下請負人として施工した、佐世保市水道局発注の「日野処理分区(その1)・日野町(その1)他管渠布設工事」において、令和3年3月22日、管路掘削に伴う土留作業中に、深さ3m掘削後、二次下請人の男性作業員が土砂崩壊に巻き込まれ死亡する工事関係者事故を起こしたことによる措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領
第2条「別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)」該当